

小野市告示第120号

小野市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱を別紙の  
ように定める。

令和8年6月24日

小野市長 蓬 萊 務

## 小野市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱

小野市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年小野市告示第112号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5の1及び別紙6」を「第5」に、「活動組織」を「実施主体」に改める。

第4条中「別表に規定する交付単価に実施要綱別紙1第3及び別紙2第3に規定する対象農用地の面積を乗じて得た額の合計」を「農地維持支払交付金に係る事業の実施方法（実施要綱別紙1）第6及び資源向上支払交付金に係る事業の実施方法（実施要綱別紙2）第6に基づき算定した額の合計」に改める。

第5条から第11条までの規定中「活動組織」を「実施主体」に改める。

第12条中「活動組織」を「実施主体」に、「第1の11」を「第1の12」に、「第2の12」を「第2の17」に改める。

第13条及び第14条中「活動組織」を「実施主体」に改める。  
別表を削る。

### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。